

# 低炭素建築物の認定制度について

平成28年4月  
宮城県

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（通称「エコまち法」）の施行に伴い、  
「低炭素建築物新築等計画」の認定を所管行政庁に申請することができます。

## 1 申請可能な都市計画区域

- 「市街化区域」及び「非線引き区域の用途地域」に建築しようとする建築物が対象となります。

## 2 認定基準

- 申請する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する判断の基準を超えていること。
- 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。
- 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針（法第3条）に照らし適切であること。
- 低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切な資金計画であること。

## 3 申請方法

- 申請書及び添付書類を正副（適合証なしの場合は副2部）作成し、下に記載の土木事務所（地域事務所）へ提出してください。申請書等の様式は県のホームページからダウンロードできます。  
（土木部建築宅地課ホームページ ⇨ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/>）
- 申請には所定の手数料が必要です。（裏面に記載しています。）
- なお、**認定申請の前に審査機関（※）で技術的基準等の審査を受けた場合、審査期間の短縮が見込まれますのでぜひご活用ください。**この場合、認定申請書には、審査機関が発行する技術的基準等の「適合証」を添付して申請してください。

（※） **登録住宅性能評価機関**〔住戸申請のみの場合に限る〕もしくは**登録建築物調査機関**〔業として建築物を設計・販売・販売代行・媒介及び新築の建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る〕

## 4 宮城県（※）が認定を行う地域及び申請書提出先（問い合わせ先）

土木事務所（地域事務所）	担当	電話番号
大河原土木事務所	建築班	0224-53-3918
仙台土木事務所	建築部 建築第二班	022-297-4348
北部土木事務所	建築班	0229-91-0737
東部土木事務所	建築班	0225-94-8691
気仙沼土木事務所	建築班	0226-24-2538

※ 仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市において低炭素建築物の新築等をしようとするときは、当該市の建築担当窓口申請してください。

## 宮城県に申請する場合の認定手数料

**【申請区分が「住戸のみ」の場合】**

→ 「表1」に記載の当該建築物の申請戸数に応じた額

**【申請区分が「建築物全体」もしくは「建築物全体と住戸」の場合】**

→ 「表1」に記載の当該建築物の総戸数に、住宅部分の共用部分がある場合は「表2」を、非住宅部分がある場合は「表3」を加えた額。

	建築物の区分	認定基準適合証明書類		
		無	有	
表1	住宅の住戸	一戸建ての住宅	35,000	5,000
		1 ~ 5 (戸)	70,000	10,000
		6 ~ 10 (戸)	97,000	16,000
		11 ~ 25 (戸)	137,000	27,000
		26 ~ 50 (戸)	196,000	45,000
		51 ~ 100 (戸)	280,000	80,000
		101 ~ 200 (戸)	380,000	127,000
		201 ~ 300 (戸)	498,000	160,000
		301 ~ (戸)	585,000	171,000
表2	住宅の共用部分	$A \leq 300$ (m <sup>2</sup> )	110,000	10,000
		$300 < A \leq 2,000$ (m <sup>2</sup> )	180,000	27,000
		$2,000 < A \leq 5,000$ (m <sup>2</sup> )	280,000	80,000
		$5,000 < A \leq 10,000$ (m <sup>2</sup> )	360,000	127,000
		$10,000 < A \leq 25,000$ (m <sup>2</sup> )	430,000	160,000
		$25,000 < A$ (m <sup>2</sup> )	500,000	200,000
表3	非住宅部分	$A \leq 300$ (m <sup>2</sup> )	242,000	10,000
		$300 < A \leq 2,000$ (m <sup>2</sup> )	384,000	27,000
		$2,000 < A \leq 5,000$ (m <sup>2</sup> )	546,000	80,000
		$5,000 < A \leq 10,000$ (m <sup>2</sup> )	670,000	127,000
		$10,000 < A \leq 25,000$ (m <sup>2</sup> )	790,000	160,000
		$25,000 < A$ (m <sup>2</sup> )	900,000	200,000

※ 変更申請の場合は、上述の額の半額となります。